



## 「ひいらぎの花」受給会員規約

この受給会員規約は、ひいらぎの花(以下、「当団体」とする)が、こども食堂として提供するサービス(以下、「本サービス」とする)の利用条件を定めるものとする。本サービスを利用するにあたって、受給会員は本規約に同意したものとす。

### 第1条 趣旨

本サービスは受給会員に対し、休業日を除く1か月最大25日分の夕食を受給会員の子(以下「児童」という)に提供する事を約する。

### 第2条 受給会員費及び支払い方法

1. 受給会員は当団体に対し、受給会員費を毎月最初の利用日に手渡しにて支払うものとする。
2. 受給会員費は、児童一人につき1,000円とする。

### 第3条 児童に関する情報の開示

1. 受給会員は、受給する前に児童に関する下記情報を開示する。
  - (1) 現在及び過去における疾病、アレルギー等
  - (2) 食事に関する留意事項
  - (3) 現在及び過去に使用している薬の名称及び使用方法等
  - (4) かかりつけの病院の情報
  - (5) 緊急連絡先
  - (6) その他受給に関して注意すべき事項
2. 前項の情報開示は入会申込書及び別に作成する児童情報記入シートを提出することによって行う。

### 第4条 受給方法

1. 当団体は、前条に基づき、受給会員から開示を受けた情報に従って児童への食事提供を行う。
2. 本サービスは、細心の注意をもって児童への食事提供を行い、食事提供中に児童に病気その他の異変があった時は、直ちに受給会員に連絡する。
3. 受給会員は、当団体から前項の連絡を受けたときは、直ちに当団体と協力して万全の措置を講ずるものとする。
4. 受給会員は、利用日時を臨時で変更する場合は、事前に当団体に連絡をする。
5. 受給会員は、利用曜日を変更する場合は、前月の末日までに書面もしくはメールにて連絡する。
6. 本サービスに必要な備品(食器、カトラリー等)は、当団体が用意し児童が無償で使用できるものとする。
7. 本サービスは、休業日を除く17時~19時に原則店内で行うものとする。やむを得ず自宅へ食事を持ち帰る場合、事前に当団体に相談する。
8. 児童は、自ら来店し、帰宅するものとする。その際、児童が到着時、退出時の報告を当団体が適宜行

う。

9. 受給対象は小学生とし、期間は4月1日から翌年3月31日までの間とする。翌年度の受給の継続を希望する場合も再度、面談にて検討し、継続が決定した際には改めて申込書を提出する。

#### 第5条 免責事項

次の各号に定める事由により生じた損害について当団体は責任を負わない。

1. 食事提供をするにあたり、受給会員より申告された児童の既往歴、状態の虚偽、又は重要事項の申告漏れによる事故が発生した場合
2. 入会申込書に含まれない児童が同行された場合やこの規約に含まれない依頼内容に関する場合
3. 災害、事変等、当団体の責に帰すことのできない事由が発生したとき。
4. 裁判所等、公的機関の措置等やむを得ない事由により食事提供の利用に遅延または不能等が発生したとき
5. 戦争等の事態が発生したとき

#### 第6条 本サービスの中止、変更、終了に関する事項

本団体が本サービスを中止及び変更又は終了する場合、受給会員へ早急に通知し、当団体は、本サービスの中止及び変更及び終了に関して損害賠償責任を負わない。

#### 第7条 機密保持

当団体は、個人情報保護の重要性を考慮し、預かった利用者の情報を、適正に利用、管理するとともに、正確性・機密性の保持に努める。記載の情報については、内部資料として利用する他に、以下の場合を除き第三者に提供することはないものとする。

1. 法令により必要とされる場合
2. 利用者又は、公共の利益の為に必要と考えられる場合

#### 第8条 保険の適用

当サービスを運営するにあたって当団体は事故の発生を未然に防止するため、善良な管理者の注意をもって事故が発生しないように最大限の注意義務を尽くすものとするが、万が一の場合に備えて賠償保険に加入する。ただし、不可抗力による事故等保険金が支払われない場合がある。

#### 第9条 本規約の変更

当団体は、本規約を任意に改訂できるものとする。本規約の改訂は、改定後の本規約を当団体所定のサイトに提示したときにその効力を生じ、受給会員は、改定後の本規約に従うものとする。また、本サービスの利用開始時には、本規約すべての記載内容について、同意されたものとみなす。

#### 第10条 定めのない事項

本規約に定めのない事項については、児童福祉法令及びその他関係法令の定めを尊重する。

以上